

ハンセン病元患者様の「ご家族」から国への補償金請求手続きサポート

ハンセン病元患者ご家族に対する補償金の支給に関する法律が施行されました。
(「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」令和元年11月22日施行)

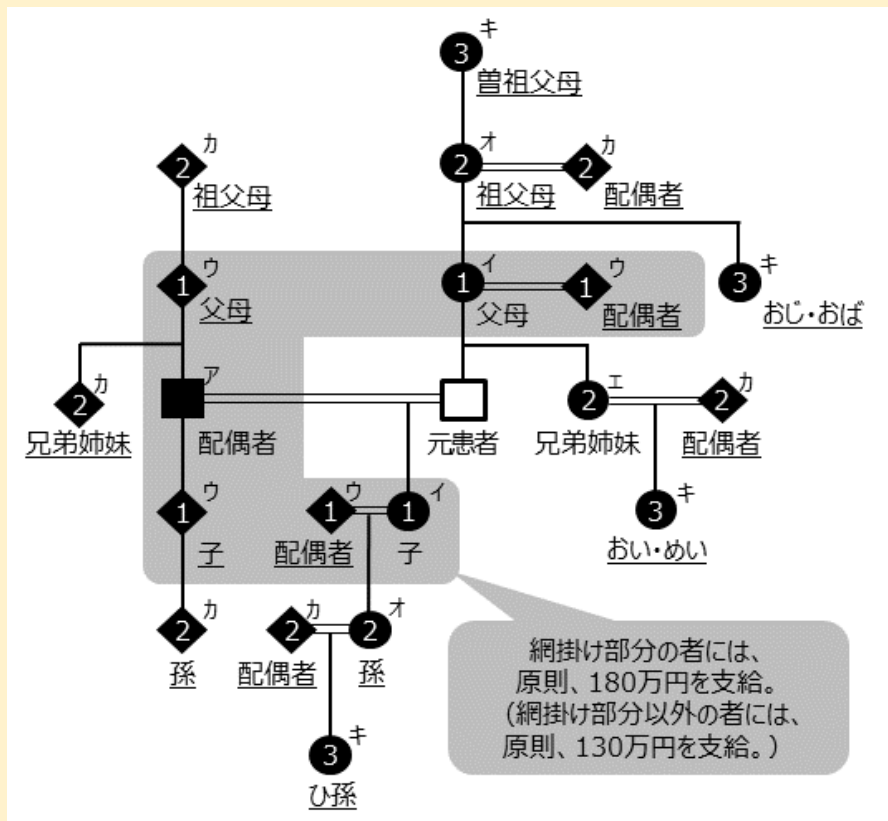
※ハンセン病元患者のご家族1人1人につき、130万円あるいは180万円が支給されます。
*支給条件に合い、そのための証明が可能な方に限られます。

※補償金の請求期限は、令和6年(2024年)11月21日までです。

1. 補償金の支給対象者と支給金額

平成8年(1996年)3月31日までの間にハンセン病の発病歴(※1)・国内等居住歴(※2)のある方と次のア～キの関係にあったことがある方(※3)であって、現在、生存されている方が対象となります。
なお、「配偶者には」、事実婚の配偶者も含まれます。

	対象者	補償金の額
ア	配偶者	180万円
イ	親、子	
ウ	1親等の姻族等(※4)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	
エ	兄弟姉妹	130万円
オ	祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	
カ	2親等の姻族等(※6)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	
キ	曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	



- : 血族
 - ・ 親子や兄弟姉妹のように、血縁関係がある者
 - ・ 養子と、養親及びその血族
- ◆ : 姻族
 - ・ 配偶者の血族又は血族の配偶者
- 1~3 : 親等数 (下線付きの者は、元患者と対象期間に同居していたことがある場合のみ対象。)

※1 ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことのない場合には、昭和 20 年(1945 年)8月 15 日までにハンセン病を発病した方に限ります。

※2 昭和 20 年(1945 年)8月 15 日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。

※3 ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病(発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時)から平成8年(1996 年)3月 31 日まで(台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことのない場合は、昭和 20 年(1945 年)8月 15 日まで)の間に当該ハンセン病歴のある方とア〜キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴(※2)がある方が対象です。

※4 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。

※5 「同居」とは、発病から平成8年(1996 年)3月 31 日までの間に日本において(日本に居住したことのない場合には、昭和 20 年(1945 年)8月 15 日までの間に台湾、朝鮮等の本邦以外の地域において)生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。

※6 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。